

# 松江市 報道提供資料

令和7年2月21日

## 件名

中国電力(株)島根原子力発電所2号機における運転上の制限の逸脱に係る立入調査結果について

## 内容

このことについて、添付資料のとおり立入調査を行いましたのでお知らせいたします。

## 【問い合わせ】

防災部原子力安全対策課 担当：成瀬 電話：0852-55-5615

島根原子力発電所2号機における運転上の制限の逸脱に係る立入調査結果について

2月20日（木）19時04分に、中国電力㈱から島根原子力発電所2号機において原子炉施設保安規定に定める運転上の制限<sup>\*</sup>を逸脱した旨の連絡があったことから、島根県とともに、下記のとおり立入調査を実施した。

なお、今回の事象による環境への影響はない。

## 記

### 1. 立入調査日時及び場所

日時：令和7年2月20日（木） 21時00分～22時00分

場所：中国電力㈱島根原子力発電所

### 2. 派遣職員

松江市 防災部原子力安全対策課 2名

島根県 防災部原子力安全対策課 2名

### 3. 事象の概要

2月20日、運転中の島根原子力発電所2号機において、B一格納容器雰囲気モニタの不具合により、重大事故等発生時に格納容器水素濃度（B系）及び格納容器酸素濃度（B系）を監視するためのディスプレイの表示が消えたことから、中国電力㈱は同日19時00分、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足しない状態であると宣言した。

（供用中のA一格納容器雰囲気モニタにより格納容器酸素濃度及び格納容器水素濃度の監視は継続。その後、重大事故等発生時に格納容器水素濃度及び格納容器酸素濃度を監視する他の格納容器雰囲気モニタが動作可能であることも確認されている。）

### 4. 調査結果の概要

#### (1) 現場状況の確認

中国電力㈱社員から、事象発生時の時系列、当該監視に係る設備の系統切替手順（供用中のA系→待機中のB系）、事象発生前後に行っていた作業の状況について説明を聴取し、プラント運転に影響がないことを確認した。

#### (2) 環境等への影響の有無の確認

発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を確認し、平常の値であり環境へ影響がないことを確認した。

### (3) 市の対応

原因を究明するとともに、対応状況を報告するよう口頭で求めた。

#### ※ 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限

多重の安全機能を確保するため、原子炉施設保安規定には予備も含めて動作可能な機器の必要台数が定められている。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行う事が求められる。